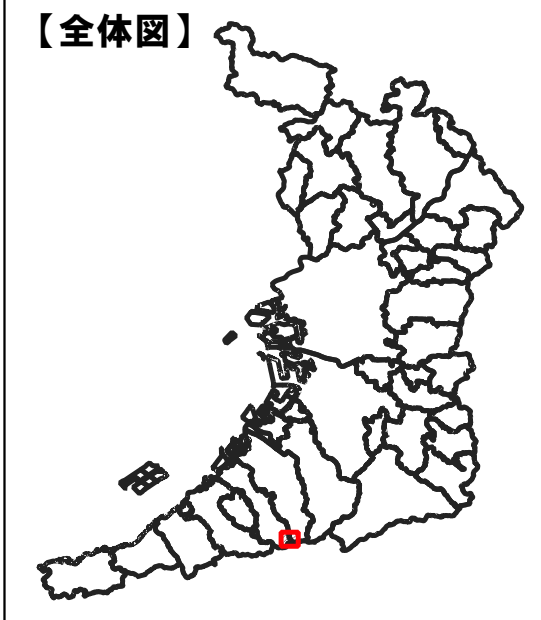
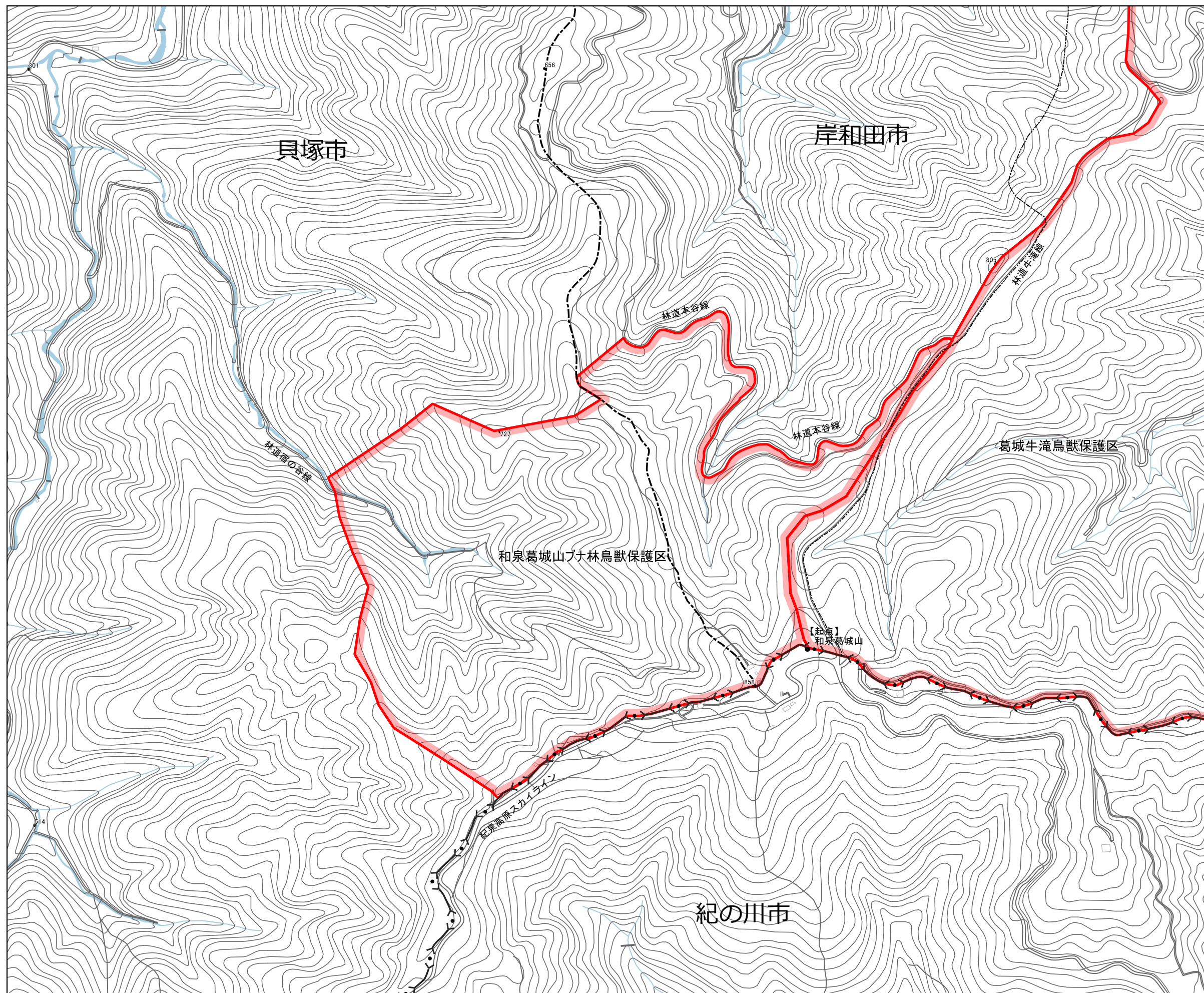


13 和泉葛城山ブナ林鳥獣保護区

1:5,000
0 100 200 300 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
和泉葛城山頂を起点とし、大阪府と和歌山県の境界線上を500メートル西進し、同点から尾根づたいに北進し林道宿の谷線に至り、同点から尾根づたいに貝塚市と岸和田市との境界線に至り、同境界線上を50メートル北西進し、同点から谷を北東進し林道本谷線に至り、これより同林道を東進し林道牛滝線との交点に至り、同点から峰づたいに南進して起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。